

# 厚木市一般廃棄物処理基本計画策定方針

## 1 方針策定の趣旨

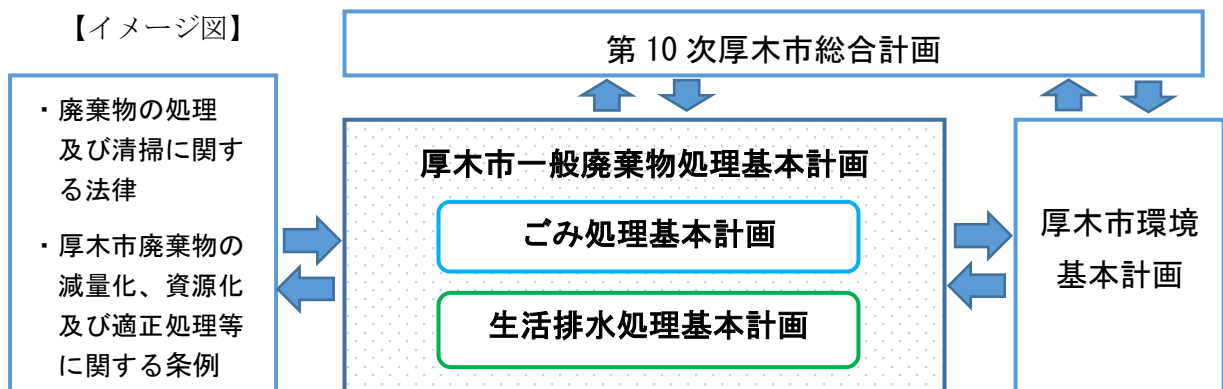
厚木市一般廃棄物処理基本計画の計画期間が令和2年度をもって満了を迎えることから、令和3年度を始期とする新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、ごみ処理を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえ、循環型社会を形成するための基本的な方針を定めるものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第8条第1項に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成します。

また、第10次厚木市総合計画及び厚木市環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であるため、各計画との整合性を図ります。

【イメージ図】

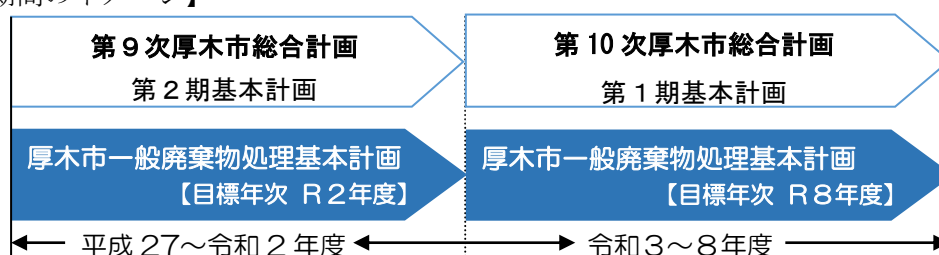


## 3 計画期間

本計画は、第10次厚木市総合計画第1期基本計画の計画期間と合わせるため、令和3年度から令和8年度までを計画期間とします。

なお、制度改正等廃棄物を取り巻く社会情勢が変化した場合は、本計画の推進状況を踏まえた上で見直しをしていきます。

【計画期間のイメージ】



## 4 廃棄物処理の動向

現計画（平成 27 年 3 月）策定以降の社会情勢等廃棄物を取り巻く環境が変化しており、国・県等の動向を踏まえて定めます。

### (1) ごみ処理の主な動向

#### ア 国際動向

- (ア) 持続可能な開発目標 (SDGs) 採択 (平成 27 年 9 月 国連)
- (イ) パリ協定 (脱炭素社会の実現) 採択 (平成 27 年 12 月 COP21)
- (ウ) 中国等で古紙・プラ等の輸入制限開始 (平成 30 年～)
- (エ) バーゼル条約 (プラ輸出制限) 改正 (令和元年 5 月 締約国会議)
- (オ) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意 (令和元年 6 月 G20)

大阪サミットにおいて 2050 年までに海洋プラごみゼロを目標設定

#### イ 国内動向

- (ア) 第 4 次循環型社会形成推進基本計画 (平成 30 年 6 月)  
プラスチック資源循環戦略の策定等で具体化 (令和元年 5 月)
- (イ) 第五次環境基本計画閣議決定 (平成 31 年 4 月)  
地域循環共生圏 (各地域で資源を循環させる考え) の創造等を図る。
- (ウ) 食品ロスの削減の推進に関する法律制定 (令和元年 10 月)  
行政、事業者及び消費者が食品廃棄物に責任を持つことが明記
- (エ) レジ袋有料化を関連省令改正で義務化 (令和元年 12 月)

#### ウ 県等の関連する計画

- (ア) 神奈川県循環型社会づくり計画 (平成 29 年 3 月)
- (イ) かながわ SDGs 取組方針 (平成 30 年 12 月)  
かながわプラごみゼロ宣言 (平成 30 年 9 月)

### (2) 生活排水の主な動向

#### ア 国際動向

- 持続可能な開発目標 (SDGs) 採択 (平成 27 年 9 月 国連)

#### イ 県等の関連する計画

- (ア) かながわ SDGs 取組方針 (平成 30 年 12 月)
- (イ) 神奈川県生活排水処理施設整備構想 (平成 31 年 1 月)

## 5 次期計画策定の基本的な考え方

### (1) ごみ処理基本計画

#### ア 現状と課題

現計画期間において本市の現状を分析し、次のような課題を抽出しました。

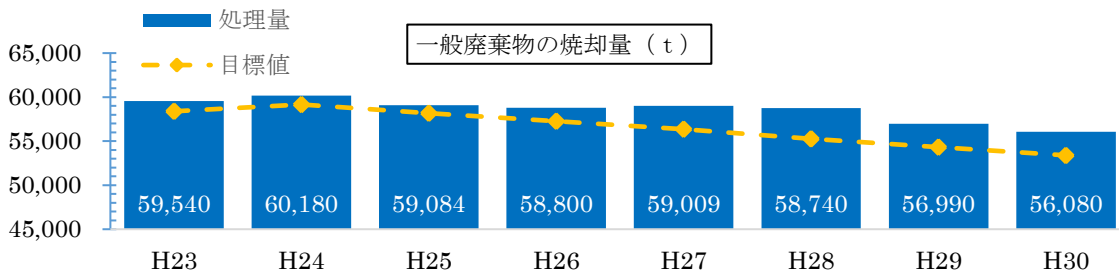
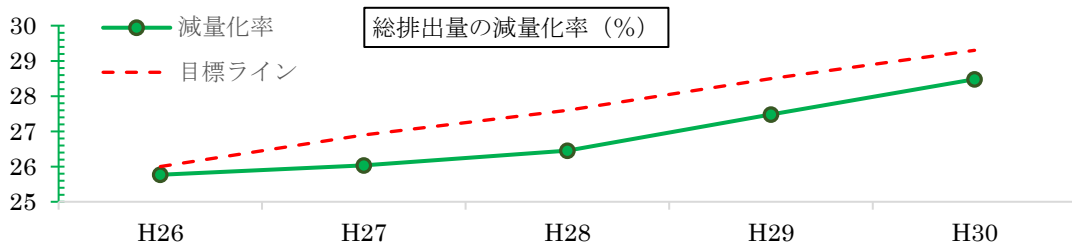
#### (ア) 家庭系ごみ（減量化目標 30%、資源化目標 40%）

##### a 現状

##### (a) 減量化目標

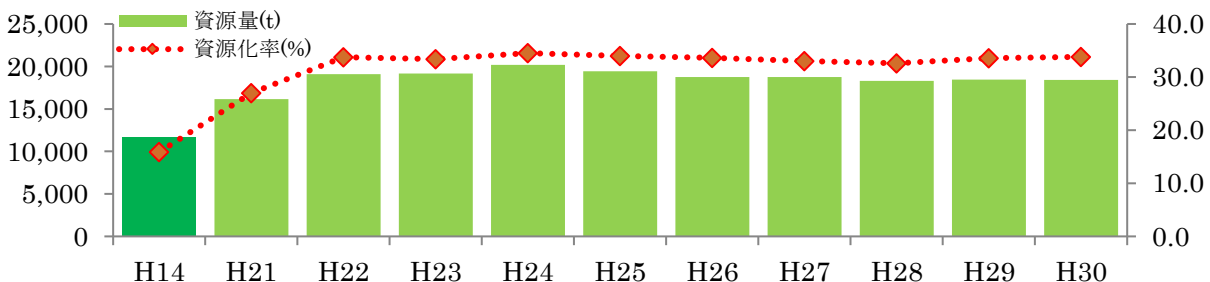
ごみの総排出量の減量化率は平成 30 年度が 27.4%となり、微量ではありますが年々向上しています。しかし、資源回収量についても減量が進んでいることから、ごみを減量して資源を増やすという本来の目標値での減量が達成できていません。

また、焼却量については、現計画における最終目標値の 51,774 t に対して約 4,300 t 届かない状況です。



##### (b) 資源化目標

資源回収量は平成 24 年度をピークに減量傾向が続き、資源化率については横ばい状態となっています。資源化率は平成 30 年度が 33.8%となり、目標値の 40%からは大きく乖離しています。



## b 課題

### (a) 減量化

「もえるごみ」の大半を占める生ごみについては、食品ロス等の削減を始め、生ごみ処理機等を利用した事業所・家庭内処理による更なる減量及び資源化の推進等が課題となります。

また、新ごみ中間処理施設の整備目標との整合を図り、ごみの減量に向けた施策を展開する必要があります。

### (b) 資源化

資源品目については、紙類を中心に回収量が逡減しています。材料の軽量化、店頭回収の普及及び消費量の低下等の背景を仮説として踏まえ調査し、原因を明らかにした上で、今後の想定回収量を把握する必要があります。

また、「もえるごみ」への混入率が高い、「雑がみ」、「せん定枝」及び「プラスチック製容器包装」の分別徹底を促すほか、新たな資源品目の選定等も検討する必要があります。

### (c) 収集方法

超高齢社会への対応や、子育て世代等のごみ出しの負担軽減を図るため、より良い収集方法を検討していく必要があります。

## (イ) 事業系ごみ（減量化目標 30%）

### a 現状

事業系ごみは、令和2年度末の減量化目標（30%）を既に達成していますが、平成29年度実績において、市民1人1日当たりの排出量は県内19市では2番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイストを達成する一方で、依然として大規模小売店舗や医療福祉施設等の多量排出事業者が多い状況です。

### b 課題

事業系ごみ搬入時の内容物検査を強化する等の対策により、不適正排出の根絶や分別の徹底を図るとともに、取組成功事例を教示する等、事業者と協働して減量や資源化に取り組む必要があります。

また、生ごみ等の資源化が可能な品目を事業者に積極的に情報提供し、利用してもらうための施策を展開することが課題となります。

## イ 基本目標及び達成目標

現計画における基本目標及び達成目標を踏まえ、新ごみ中間処理施設の整備目標との整合を図る基本目標及び達成目標を設けます。

### 【参考（現計画）】

基本目標	「持続可能な循環型社会の実現」		
達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30% (H14年度比)
		事業系ごみ	30% //
	資源化目標	家庭系ごみ	40%

## ウ 基本方針

次期計画策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

### (ア) 現状の詳細な分析と課題の整理

現状を分析することにより、ごみの減量や資源化に向けた課題を明確にします。

### (イ) 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

法の趣旨にのっとり、市民、団体・組織、事業者及び行政が一体となった食品廃棄物の発生抑制を図ります。

### (ウ) ごみ処理や資源化の明確な目標の設定

廃棄物を取り巻く社会情勢を踏まえ、排出量等の詳細な統計分析を行うとともに、将来の本市の廃棄物のあるべき姿を明確にし、適正な目標を設定します。

### (エ) 家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

ごみの減量（リデュース、リユース）を推進し、廃棄後はより多くの品目が資源化（リサイクル）される取組を、市民の利便性を保ちながら推進します。

### (オ) 事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

排出事業者の自己処理に委ねるだけでなく、行政と収集運搬許可業者を加えた三者で協働し、更なるごみの減量や資源化を推進します。

### (カ) ごみ出しの負担軽減に向けたより良い収集方法の検討

超高齢社会への対応や、子育て世代等のごみ出しの負担軽減を図るため、現行の収集体制のメリット及びデメリットを精査し、より良い収集方法を検討します。

## エ 体系及び各主体の役割

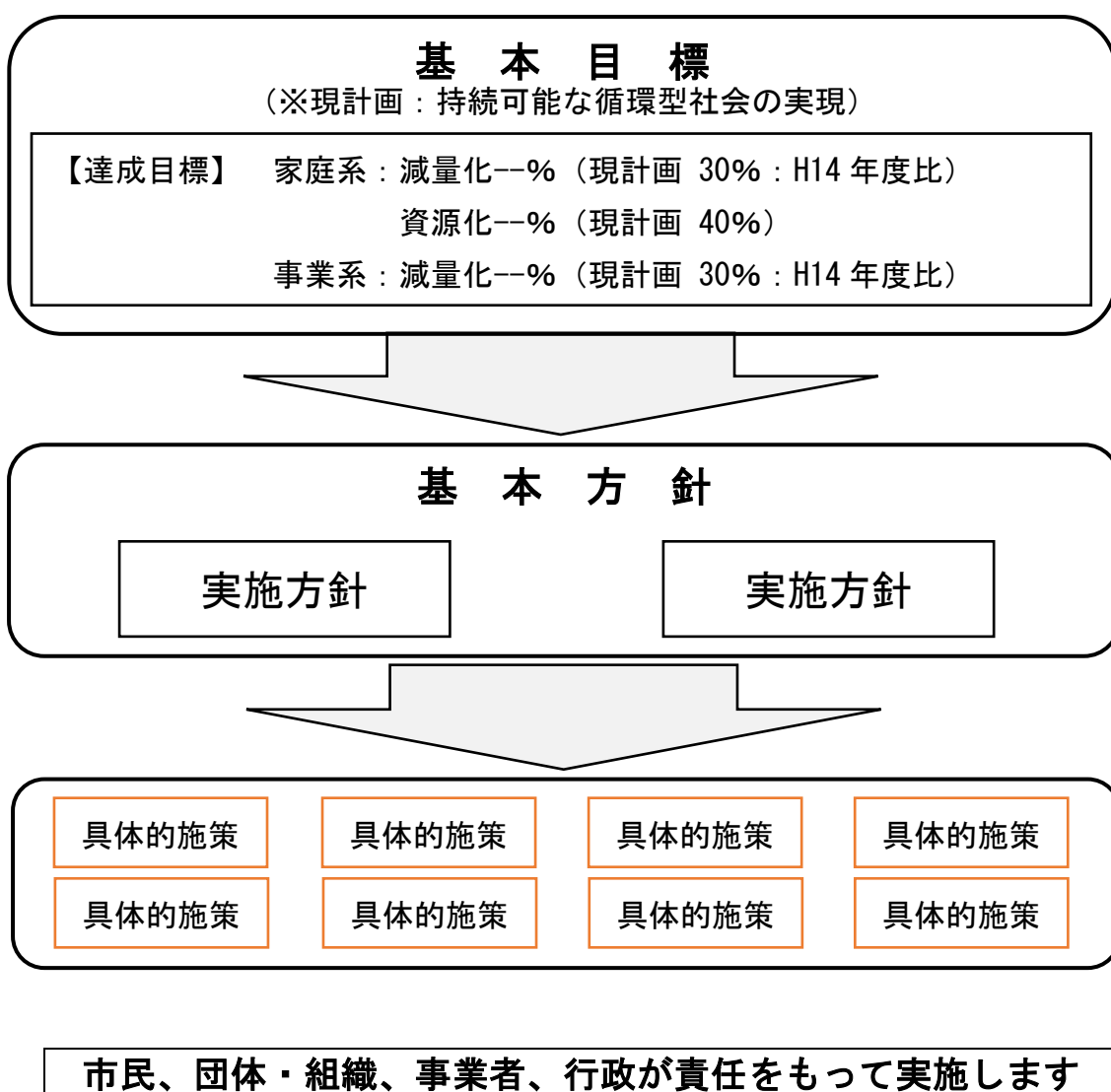
### (ア) 次期計画の体系

基本目標及び達成目標を実現するため、基本方針、実施方針、具体的な施策を定めます。

### (イ) 各主体の役割

各主体における課題を分かりやすく整理し、目標を明確に定めた上で、市民、団体・組織、事業者、行政それぞれの役割を設けます。

【参考（体系と各主体の役割のイメージ）】



## (2) 生活排水処理基本計画

### ア 現状と課題

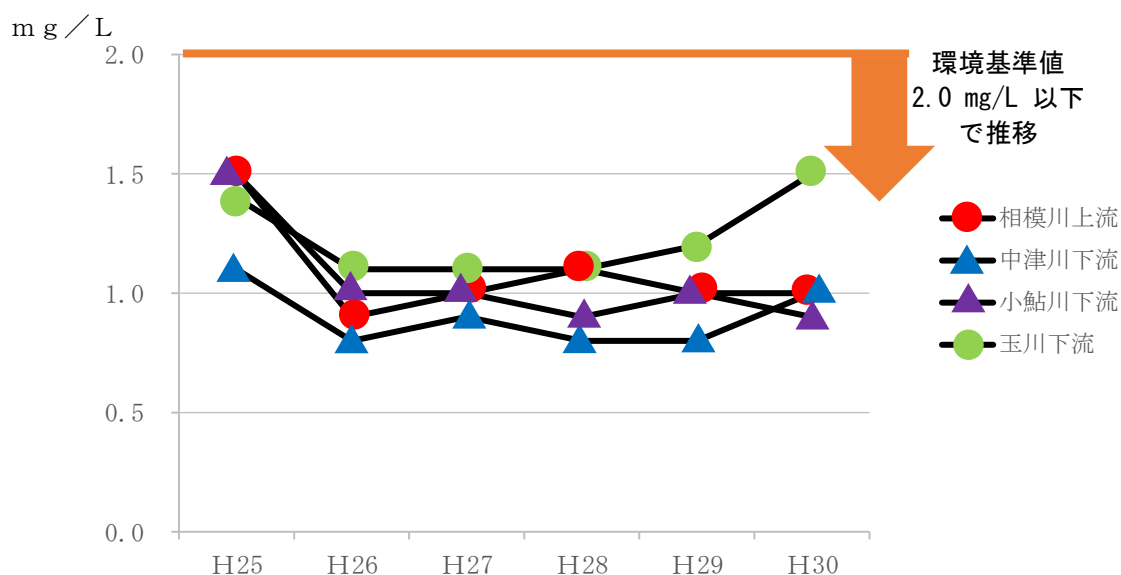
現計画期間において本市の現状を分析し、次のような課題を抽出しました。

#### (ア) 河川水質の状況

##### a 現状

平成 25 年度から平成 30 年度の市内 4 河川の常時監視による BOD（生物化学的酸素要求量）の状況は、75%水質値がいずれも 0.8mg/L から 1.5mg/L となっており、環境基準値 2.0mg/L の範囲内で水質が保たれています。

主要河川の BOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化



注1. 市内 4 河川・・・神奈川県公共用水域水質測定計画で定める河川です。相模川上流、中津川下流、小鮎川下流、玉川下流です。

注2. BOD・・・生物化学的酸素要求量。水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化又はガス化されるときに必要とされる酸素量。数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

注3. 75%水質値・・・1年間で得られた全ての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値のこと。

注4. 環境基準値・・・環境基本法の規定に基づく基準値

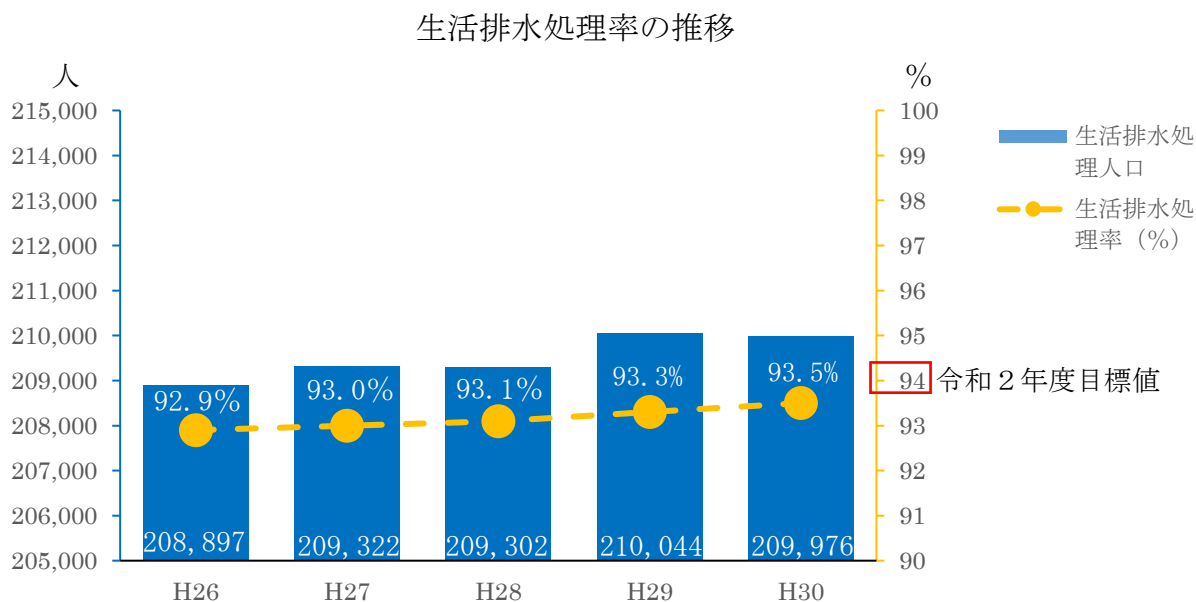
##### b 課題

河川の水質については、環境基準値以下の数値となっていますが、中津川下流と玉川下流では、近年、数値の上昇傾向が見られます。

## (イ) 生活排水処理率の状況

### a 現状

生活排水処理率は、平成26年度が92.9%ですが、平成30年度では、93.5%となっており、約0.6%向上しています。



※ 生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものが生活雑排水です。また、生活排水処理率とは、住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口（下水道処理人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

### b 課題

生活排水処理率の向上のためには、公共下水道整備の推進とともにくみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換の促進が必要です。

## (ウ) 公共下水道の状況

### a 現状

本市の市街化区域内の下水道普及率は、平成30年度現在99.9%に及んでおりますが、一方で、市街化調整区域においては整備が進んでおりません。

このような状況から、平成30年8月に市街化調整区域における下水道整備区域が決定されました。第1期では、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や小学校・病院等の大型施設が含まれる区域などについて、令和8(2026)年度末までに優先順位の高い区域から整備を進め、その後、その他の整備区域については、令和12(2030)年度末までに整備を予定し



ています。

b 課題

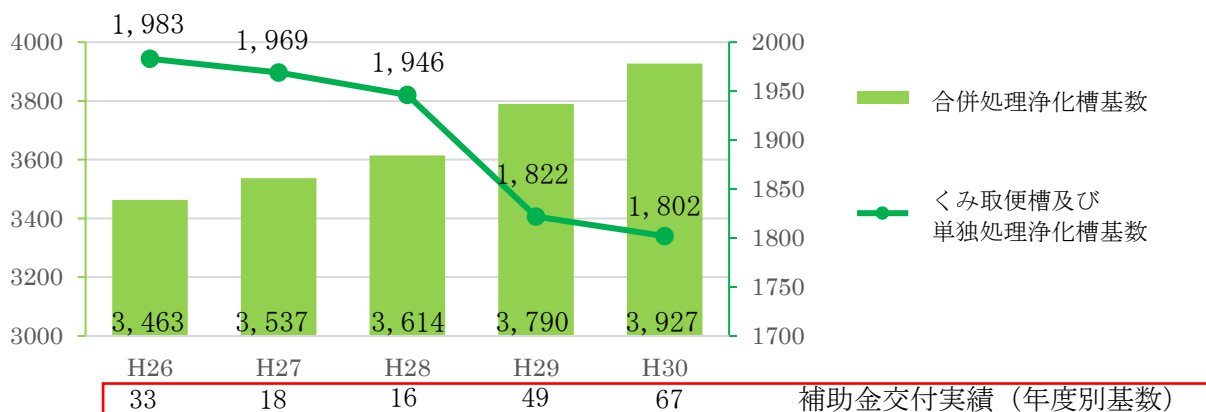
市街化調整区域においては、公共用水域における河川水質の向上のため、計画どおり公共下水道の整備を進める必要があります。

(エ) 合併処理浄化槽等の設置状況

a 現状

市では、下水道整備区域外で、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に、補助金を交付しています。平成元年度から平成30年度までの累計補助金交付基数は2,503基、市全体の合併処理浄化槽基数は3,927基、くみ取便槽及び単独処理浄化槽基数は1,802基となっています。

合併処理浄化槽等の設置基数累計



b 課題

既存家屋において、合併処理浄化槽へ転換する動機付けのため補助金の活用が必要です。

イ 基本目標及び達成目標

現計画における基本目標及び達成目標を踏まえ、生活排水処理対策に取り組みます。

【参考（現計画）】

**基本目標** 「良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止」

**達成目標** 生活排水処理率 令和2年度目標値 94%

## ウ 基本方針

次期計画策定に当たり、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

### (ア) 下水道整備の推進

相模川流域関連厚木公共下水道事業計画に基づき整備を推進します。

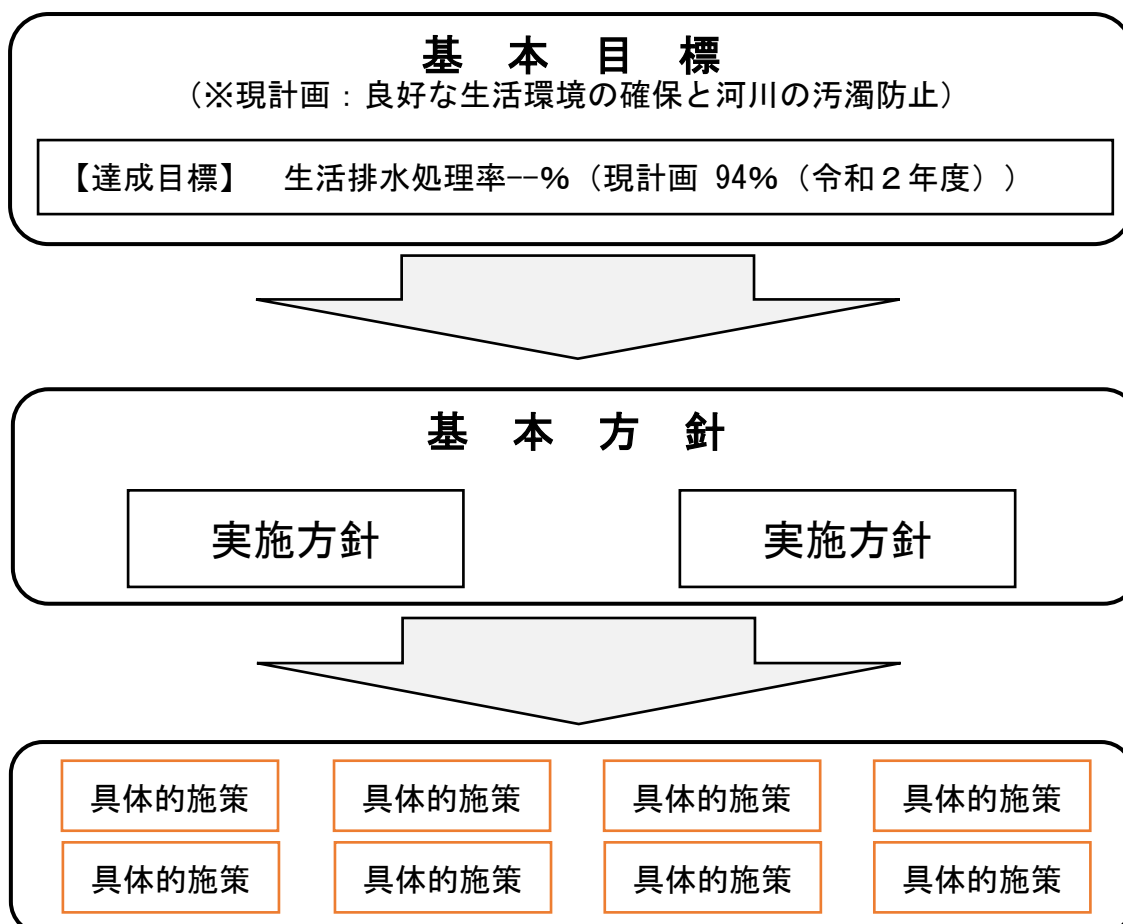
### (イ) 合併処理浄化槽の普及促進

くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

## エ 次期計画の体系

基本目標及び達成目標を実現するため、基本方針、実施方針、具体的な施策を定めます。

【参考（体系と各主体の役割のイメージ）】



## 6 市民参加及び策定体制

---

次期計画の策定に当たっては、検討の段階に応じ様々な市民参加の手法を用いて、市民の皆様の多様な意向を十分に反映させた計画づくりを行います。

- (1) アンケートの実施（無作為抽出の市民、事業者）
- (2) 環境関連団体等との懇談（厚木市ごみ対策協議会など）
- (3) 環境審議会へ諮問・答申
- (4) パブリックコメントの実施

## 7 策定スケジュール

---

令和2年6月	計画骨子策定
令和2年6月	環境審議会諮問
令和2年9月	計画素案策定
令和2年10月	環境審議会答申
令和2年12月	統括政策調整会議・経営会議付議
令和3年1月	パブリックコメントの実施
令和3年2月	統括政策調整会議・経営会議付議
令和3年3月	計画策定